

平成18年度 総合計画体系別予算の状況

予算総額 86 億 3,387 万円を総合計画の体系別に組み替えると次のとおりとなります。

1 安心して暮らせる町

【53 億 1,849 万円】

1 健康で快適に暮らせるまちづくり

(1) 保健・医療の充実

各種検診、保健サービス活動の一層の充実を図り、町民が必要な医療サービスが受けられるよう、町立病院の医療体制、設備の充実を図るとともに、保健・福祉との連携による総合的な地域医療体制の確立に努めます。

国民健康保険の充実	10億8,610万円
医療の確保	10億6,248万円
健康づくりの推進	1億1,147万円
年金の充実	950万円

◎医療機器整備事業【 4,960 万円】

診療機器等の整備を行い、医療体制の充実を図ります。
【事業内容】 デジタルX線画像処理装置

(2) 福祉の充実

福祉団体やボランティアグループ、保健・医療、教育機関等との連携を密にしながら、町民と行政が一体となり、地域ぐるみの福祉ネットワークを構築し、共に支え合う思いやりのある福祉のまちづくりを推進します。

高齢者福祉の充実	14億5,142万円
障害者福祉の充実	1億5,808万円
地域福祉の充実	9,897万円
母子家庭等の福祉の充実	241万円

◎地域包括支援センター運営費【 1,776 万円】

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう総合的・包括的な支援をするため、保健師、介護支援専門員などの専門職員を配置し4月に健康福祉課内に地域包括支援センターを設置しました。

地域包括支援センターの設置は、「地域の高齢者の心身の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関」として、介護保険法で定められています。

【事業内容】

- ・介護予防事業及び新予防給付事業などに関するケアマネジメント
- ・高齢者の実態把握
- ・虐待への対応など、総合的な相談支援業務及び権利擁護業務

◎障害者福祉計画策定事業【 27 万円】

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとり、これまで身体・知的・精神の障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供してきた福祉サービスについて、障害者自立支援法の施行により、共通の制度の下で一元的にサービス提供する仕組みが創設されたことから、自立支援給付の対象者、内容、手続きなど地域生活支援事業、サービスの整備のための計画を策定します。

(3) 子育て環境の充実

女性が安心して子どもを産み育てられる環境の整備や将来を担う子どもたちと高齢者等の世代を超えた交流を進めつつ、地域に愛着を持てる子育て環境づくりに努めます。

保育所の運営	1億8,477万円
児童館の運営など	1,377万円
児童福祉の充実	5,142万円

◎児童手当支給対象者拡大事業【 4,057 万円】

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後の最初の年度末）までに拡大し、0歳から小学校修了前の児童を養育している方に対して、1人目と2人目は5千円、3人目以降は1万円（月額）を支給します。ただし、前年の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

(4) 生活環境の整備

町民の価値観の変化やライフスタイルの多様化に伴い、若者の定住促進、高齢者対策、UJIターンの受け入れなど、多様な生活様式に対応した住環境の整備に努めます。

また、資源循環型のごみゼロ社会の構築を図るとともに、給水施設の更新や特定地域生活排水処理施設の整備により、快適な暮らしができる生活環境の整備に努めます。

水道の整備	4億1,701万円
生活排水処理施設の整備	2億6,954万円
環境衛生の充実	1億 124万円
住宅の整備	1,010万円
公園の整備	233万円

◎西部簡易水道施設建設事業【 2 億 1 万円】

老朽化した小屋瀬簡易水道と元木簡易水道の統合整備を進め、住民に安全で安心な飲料水を供給します。

【事業内容】 取水施設、導入施設、浄水施設、配水施設
配水管布設 1,000メートル

◎町整備型浄化槽整備事業【 3,750 万円】

農業集落排水施設処理区域外において浄化槽の整備を促進し、生活環境の向上及び環境汚染の改善を図ります。

【事業内容】 浄化槽：25基（7人槽）



健康で共に支え合うまちづくりを進めます
(老人スポーツ大会)



むし歯の早期発見や予防方法を指導します
(幼児歯科健康診査)